

女性医師等就労支援事業

○目的

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

そのため、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

※本事業は、勤務医の就労環境の改善を目的としているため、院長などの経営者の業務代替に係る経費は対象となりません。

○事業内容

就労環境改善事業

仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備について取組みを行う医療機関に対し支援する。
(例)

- ア. 短時間勤務の導入、出勤希望日制の導入、宿日直の免除
- イ. 保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）
- ウ. 院内での就労環境改善委員会の設置
- エ. その他

○補助対象

都道府県、市町村、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、その他厚生労働大臣が認める者。

上記のうち、対象となる医療従事者は、勤務医とし、経営者は対象とはならない。

独法	公立	公的	民間
○	○	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○対象経費

就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費（女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等（謝金、人件費、手当）とし、代替として勤務した部分に限る。）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの。）

○基準額

1か所当たり 5,830千円

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2の補助率を乗じて得た額の範囲内。

○留意事項

前年度と事業計画が異なる場合は、内容を確認させていただく場合があります。